阿見町メール配信サービス運用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町における気象情報、地震情報、防犯情報等の緊急性の高い情報や 観光情報、行政情報等の情報をあらかじめ配信希望者が登録した電子メール(以下「メール」という。)のメールアドレスに配信するサービス(以下「サービス」という。)の運用 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配信情報,責任部署等)

- 第2条 サービスを利用して配信する情報(以下「配信情報」という。)の区分及び内容並び に配信の責任部署は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 2 配信情報に係る作成,承認,管理等を適切に行うため,メール作成者,メール承認者及びサービス管理者を置く。
- 3 メール作成者,メール承認者及びサービス管理者の所掌事務及び任じられる者は,別表 第2に掲げるとおりとする。

(配信の時間)

第3条 サービスによる情報の配信は、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)第7条第1項に規定する正規の勤務時間内に行うものとする。ただし、別表第1の第1項及び第2項の規定による情報のうち、住民の身体、生命及び財産を保護するために必要な緊急性の高いものについては、正規の勤務時間外においても配信することができる。

(臨時配信)

- 第4条 課等の長は、別表第1の第8項に規定する臨時的に配信する必要があると認められる情報があるときは、情報配信依頼書(様式第1号)により依頼して行うものとする。 (サービスの利用料)
- 第 5 条 サービスの利用料は、無料とする。ただし、サービスの利用に係る登録その他の 手続及びメールの受信等に伴う通信料並びにサービスの利用に必要な機器に係る費用に ついては、配信希望者が負担する。

(サービスの利用登録等)

- 第 6 条 配信希望者は、サービスの利用登録に係るホームページにアクセスし、配信情報 の区分ごとにメールアドレスの登録をして、サービスの利用登録を行う。
- 2 前項の利用登録を行う者は、阿見町メール配信サービス利用規約(様式第2号。以下「利用規約」という。)の内容に同意しなければならない。
- 3 サービスの利用登録を行った者(以下「サービスの利用者」という。)は、サービスの利用登録を解除しようとする場合は、サービスの利用登録の解除に係るホームページにアクセスして、利用登録の解除を行う。
- 4 第1項の規定にかかわらず、別表第1の第1項の規定による防災情報は、住民の身体、

生命及び財産を保護するために必要な緊急性の高いものであることから、全ての配信希望者に対して配信するものとする。

(利用規約の遵守等)

- 第7条 サービスの利用者は、利用規約に定める内容を遵守しなければならない。
- **2** 町は、利用規約に定めるところにより、サービスの停止又は終了、登録の抹消その他の 措置を行うことができる。

(個人情報の保護)

- 第8条 サービスの運用を通じて取得したメールアドレスその他の個人情報は、阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)に基づき適正な管理を行うものとする。 (その他)
- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項は、利用規約に定める。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年12月16日から施行する。

別表第1(第2条, 第3条, 第4条, 第6条関係)

配信情報		町屋の実は如田
区分	内容	配信の責任部署
1 防災情報	気象警報,台風,地震,防災訓練,	交通防災課
	国民保護に関する情報	
2 防犯・交通安全情報	防犯,交通安全に関する情報	交通防災課
3 イベント情報	観光に関する情報	商工観光課
	スポーツ、生涯学習に関する情報	生涯学習課
	図書館講座・展示会等に関する情	図書館
	報	
4 行政情報	広報に関する情報	秘書課
	行政に関する各種情報	
	税金の納期に関する情報	収納課
	健康教室に関する情報	健康づくり課
	選挙に関する情報	総務課
5 子育て支援情報	子育てに関する各種情報	児童福祉課
	イベント・講座に関する情報	児童館
	乳幼児健診に関する情報	健康づくり課
	相談・教室等に関する情報	地域子育て支援センター
6 各種公共施設情報	各公民館, 各ふれあいセンター,	生涯学習課
	体育施設に関する情報	
	図書館に関する情報	図書館
7 予科練平和記念館	展示・イベント・講演会等に関す	予科練平和記念館
情報	る情報	
	予科練平和記念館に関する情報	
8 運用管理・臨時配信	運用管理に必要な情報	秘書課
情報	臨時的に配信する必要があると認	
	められる情報	

別表第2(第2条関係)

職名	所掌事務	任じられる者
メール作成者	(1) サービスにより配信するメールの作成	配信の責任部署に
	(2) サービスにより配信するメールの配信先の	おいてその所属長
	選定	が任命した職員
メール承認者	(1) メール作成者が作成したメールの内容及び	配信の責任部署の
	配信先の承認	所属長
	(2) メール作成者が作成したメールの内容及び	
	配信先の修正	
サービス管理者	(1) メール作成者の所掌事務	秘書課長
	(2) メール承認者の所掌事務	
	(3) サービスの管理者メニュー等の登録・変更	
	(4) サービスの管理上必要となる試験的な情報	
	の配信	
	(5) その他サービスの運用管理に関し必要なこ	
	と。	

年 月 日

秘書課長 殿

課(館)長 印

情報配信依頼書

次のとおりメール配信を依頼します。

配信時期	即時・予約
	【 年 月 日() 時 分】 ※配信後、配信情報の内容について問合せがあった場合にも、担当職 員が対応できるような時期設定とすること
件名	
配 信 文 (500 文字以内)	
担当者名 (内線番号)	
備考	

阿見町メール配信サービス利用規約

1 趣旨

- 1.1 本規約は、阿見町が電子メールで情報配信を行う阿見町メール配信サービス(以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めるものです。
- 1.2 本サービスの利用の申込みをされた方は、本規約に同意したものとみなします。
- 2 利用料

本サービスの利用料は、無料とします。ただし、本サービスによるメールの受信料、利用の手続(申込み、登録変更又は停止)に要する通信料等の本サービスを利用するために必要な費用や機器等に要する費用は、利用者の負担となります。

- 3 申込手続等
- 3.1 本サービスの利用を申し込む場合は、「メール配信サービス 利用申込み」の画面で手続を行うものとします。
- 3.2 本サービスを利用する際の登録変更は、「メール配信サービス 登録情報変更」の画面 で変更の手続を行うものとします。
- 3.3 本サービスの利用を停止する場合は、「メール配信サービス 退会処理」の画面で停止 の手続を行うものとします。
- 3.4 本サービスにおける「防災情報」カテゴリのメールは、住民の身体、生命及び財産を保護するために必要な緊急性の高いものであることから、本サービスの利用の申込みをされた方全員に配信されます。

4 個人情報

利用の申込みの際に登録された情報は、阿見町個人情報保護条例(平成 18 年阿見町条例 第 25 号)の規定に基づき適切に管理するものとし、本サービスを提供する目的以外の目的のために利用し、又は本人の承認なく第三者に提供することはありません。ただし、本サービスの内容の向上のため、登録された情報を統計的な資料として利用する場合があります。

5 本サービスの停止又は終了

以下のいずれかに該当する場合には、本サービスを停止し、又は終了することがあります。

- (1) 本サービスに関連する機器のメンテナンスを行う必要が生じた場合
- (2) 本サービスに関連する機器が故障した場合
- (3) 天災,人災等の被害を受け、本サービスの運用の継続が困難となった場合
- (4) そのほか本サービスを停止し、又は終了するための合理的な事由が生じた場合

6 免責事項

- 6.1 阿見町は、以下の事項について賠償責任を負わないこととします。
 - (1) 配信したメールの遅延又は未着
 - (2) 提供情報の利用を原因とする利用者本人及び第三者の損害
 - (3) 利用者の機器又はソフトウェア等への影響
 - (4) 5(本サービスの停止又は終了)の規定による本サービスの停止又は終了に伴うもの
- 6.2 メールの再送信は、原則として行いません。
- 6.3 利用者の本サービス受信における障害に関する原因の調査は、原則として行いません。
- 6.4 メールの送信を行ったときに、受信側に何らかの問題があり 5 回続けて受信が成功しなかった場合は、自動的に退会処理が行われます。

7 著作権

本サービスで配信されるメールの著作権は、阿見町に帰属します。

8 禁止事項

登録希望者及び登録会員は、以下に掲げることを行ってはなりません。

- (1) 他人のメールアドレスをその所有者の承諾なしに登録すること。
- (2) 不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること。
- (3) 本サービスの運営を妨害する行為又はその信用を棄損する行為
- (4) サーバに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び 高負荷をかけること。
- (5) その他本システムに障害を発生させようとすること。
- (6) 本サービスを通じて得た情報を用いて他の登録者又は第三者に不利益を生じさせる こと。
- (7) そのほか阿見町が不適当と認める行為
- 9 本サービスの登録抹消等

阿見町は,以下のいずれかに該当すると認めるときは,事前に通知することなく,登録の抹消その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 利用者がこの規約に違反した場合
- (2) 利用者が8(禁止事項)に該当する行為をしたと疑うに足りる相当な理由がある場合
- 10 損害賠償

利用者は、本規約に違反する行為によって阿見町又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

- 11 本規約の変更
- 11.1 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあります。
- 11.2 阿見町は、本規約を変更するときは、その旨を合理的な方法で利用者に通知するものとします。ただし、変更の内容が軽易なものと認めるときは、通知を省略することができるものとします。

(平成 27 年 3 月 16 日制定) (平成 27 年 12 月 16 日制定)